

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成 28 年 9 月 1 日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3 件

国民年金保険関係	1 件
厚生年金保険関係	2 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600100 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1600021 号

## 第 1 結論

昭和 54 年 4 月から同年 11 月までの請求期間、昭和 55 年 3 月から昭和 56 年 12 月までの請求期間、昭和 57 年 4 月から昭和 58 年 4 月までの請求期間、昭和 59 年 2 月から昭和 62 年 4 月までの請求期間及び昭和 63 年 4 月の請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から同年 11 月まで  
② 昭和 55 年 3 月から昭和 56 年 12 月まで  
③ 昭和 57 年 4 月から昭和 58 年 4 月まで  
④ 昭和 59 年 2 月から昭和 62 年 4 月まで  
⑤ 昭和 63 年 4 月

国民年金保険料の申請免除期間とされていた昭和 54 年 4 月以降の期間については、平成元年から平成 2 年頃、父が追納のためのお金を出してくれることになったので、私と知人、いとこの 3 人で父の家を訪ね、父から 50 万円を受け取った。その日のうちに 3 人で A 社会保険事務所 (当時) に出向き、父から受け取った 50 万円を元に、昭和 54 年 4 月以降の国民年金保険料として約 40 万円を追納した。その時に領収書を 1 枚受け取ったことを記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者が国民年金保険料約 40 万円を追納したとする平成元年から平成 2 年頃において、請求者の昭和 54 年 4 月から昭和 63 年 4 月までの国民年金被保険者期間は、申請免除期間と記録されていたことが確認できる。

しかしながら、国民年金保険料を追納するには、制度上、追納に係る申込みが必要とされているところ、請求者は、A 社会保険事務所の窓口において国民年金保険料を追納する際、追納の申込みに係る書類は記入していない旨陳述している上、オンライン記録においても、請求期間に係る追納の申込みが行われた記録は確認できない。

また、オンライン記録によれば、平成 3 年 11 月 12 日に請求者に係る厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間が重複していたことに伴う年金記録の整備が行われており、厚生年金保険被保険者期間と重複した国民年金被保険者期間 (昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間、昭和 58 年 5 月から昭和 59 年 1 月までの期間及び昭和 62 年 5 月から昭和 63 年 3 月までの期間) が取消されたため、請求者が、平成元年から平成 2 年頃に国民年金保険料を追納した場合、当該取消期間の一部期間に係る国民年金保険料が還付されることとなるが、オンライン記録において還付処理の記録を確認することができない。

さらに、請求者の父親は既に他界している上、請求者は、A 社会保険事務所の窓口に同行したとする請求者の知人は他界している旨陳述しており、追納したことを証言してくれるとする

請求者のいとは、追納したとする領収書を見ていない旨陳述していることから、同社会保険事務所の窓口において、請求者が国民年金保険料を追納した状況等が不明であり、請求期間に係る国民年金保険料の追納状況について確認することができない。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が追納されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600095号

厚生局事案番号 : 九州(厚)第1600040号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年6月9日から平成26年1月10日

A社に勤務していた請求期間については、当時、厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料も控除されていなかったことは認識しているが、同社に勤務していたことは間違いないので、請求期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が提出した雇用契約書及びA社の回答により、請求者が請求期間において同社に勤務していたことは確認できるが、同社は、請求者の陳述どおり、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の届出及び給与からの厚生年金保険料控除は行っていないと回答している。

また、A社が提出した請求者の請求期間に係る賃金台帳並びに請求者が提出した請求期間に係る給与明細書においても、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていなかったことが確認できる。

さらに、オンライン記録により、請求者は請求期間において国民年金の被保険者であり、請求期間の一部である平成23年6月及び平成24年7月から平成25年6月までの期間は、国民年金保険料の全額免除期間と記録されていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600091 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600041 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (後の B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 35 年 1 月 1 日から昭和 42 年 2 月 1 日まで

私は、A 社の設立時からトラックの運転手として勤務しており、これについての証言者は多数いる。同社における仕事内容及び同社の慰安旅行に参加していたことから厚生年金保険に加入していたはずであるが、被保険者記録が確認できない。請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、今回の請求に先立ち昭和 37 年 1 月頃から昭和 42 年 1 月頃までの期間に係る訂正請求を行っているところ、請求者が同僚として氏名を挙げた者の陳述から、期間の特定はできないが、請求者が A 社にトラックの運転手として勤務していた状況はうかがえるものの、①適用事業所台帳によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 37 年 7 月 1 日であることが確認でき、当該日以前に適用事業所であった記録は確認できないこと、②オンライン記録によると、B 社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなく、請求期間当時の事業主は既に死亡しており、当該事業主の家族は、請求期間当時の関連資料は保管されていないと陳述していること、③請求者が、A 社において社会保険及び経理事務全般の担当者であったとする者は、同社の被保険者記録が確認できず、複数の同僚が経理業務の担当者であったとして氏名を挙げた者は、既に死亡していること、④複数の同僚が、同社において請求者と同様の業務に従事していたとする同僚 4 名のうち 2 名は同社に係る被保険者記録が確認できない上、他の 2 名についても死亡又は連絡先が不明であること、⑤請求期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票では、請求者の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番はないことなどから、既に平成 28 年 2 月 18 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間の始期を昭和 35 年 1 月 1 日に変更し、「請求期間に A 社に勤務していたのは間違いなく、厚生年金保険に加入していたはずだ。」と主張し、記憶している同僚の氏名を挙げ、請求期間において同社の同僚と一緒に写ったとする写真を提出し、再度訂正請求を行っているものである。

しかし、今回請求者が新たに氏名を挙げた同僚のうち、A 社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者については、いずれも既に死亡しており、前述の写真に写っているとして請求者が氏名を挙げた同僚は、同社における被保険者記録が確認できないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について新たな事情を聴取することができず、当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。